

# ～新規就農者支援事業～

農業始める方を応援します



市内で新たに農業に取り組む者を研修者として受け入れ、指導する団体に対し技術習得期間（１年間）中の指導に係る経費、事務費及び県外研修者の家賃、生活費の一部を受け入れ団体を通して補助金を交付します。

## ◆市内で新たに農業に取り組む者とは◆

**新規就農者**…市外からの転入者で、市内で新たに農家として経営を始める満１８歳から満５０歳までの者

**農業後継者**…市内に居住し、自家農業経営の後継者として農業を承継するものであって、満１８歳から満５０歳までの者

項目	内容	補助額
家賃補助	研修期間中の居住の確保を図るための家賃補助	25千円/月
生活費補助	研修期間中の最低限の生活費の助成を行う。	70千円/月
技術指導補助	技術指導を行う農家に対し指導謝礼を助成	30千円/月
事務経費補助	受け入れ団体の事務費助成	50千円/1人



お問い合わせ先 二本松市役所秘書政策課新エネルギー推進係  
電話 0243-24-7120